

歯科技工士業務従事者届



令和4年12月31日現在

氏名		性別		年齢	歳
住所					
歯科技工士 名簿登録	番号				
	年月日				
業務に従事 する場所	1 歯科技工所 2 病院又は診療所 3 歯科技工士学校又は養成所 4 事業所 5 その他				
	所在地				
	名称				
備考					

- (注意)
1. 該当する数字を○で囲むこと。
 2. 「業務に従事する場所」の欄は、2以上の場所において業務に従事している場合は、その主たるもの一つについて記載すること。
 3. 名称は各種法令の規定により届け出られた名称を使用すること。
 4. 昭和57年3月31日までに免許を取得した者は、同日現在いずれの都道府県の歯科技工士名簿に登録されていたかを備考欄に明記すること。
 5. 裏面を参照の上、現に所有している免許証を確認して記入し、就業地を管轄する保健所に令和5年1月16日(月)までに1部提出すること。

記入上の注意事項

1 基本事項

(1) 氏名・年齢

歯科技工士名簿に登録されている氏名及び年齢(届出を行う年の12月31日現在における満年齢)を正確に記入すること。

(2) 性別

該当する性別を記入すること。

(3) 住所

現に居住している場所を記入すること。

(4) 登録番号・登録年月日

昭和57年3月31日までに免許を取得した者は、同日現在いずれの都道府県の歯科技工士籍に登録されていたかを備考欄に明記すること。

2 業務に従事する場所

(1) 一般事項

- ① 該当する数字を○で囲むこと。
- ② 複数の場所で業務に従事している場合は、主たるものの一つについて記入すること。

(2) 業務に従事する場所の説明

① 歯科技工所

歯科技工士法第2条第3項に規定する歯科技工所において業務に従事している者

② 病院又は診療所

医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5第1項又は第2項に規定する病院又は診療所に勤務する者であって、当該病院又は診療所において診療中の患者のための歯科技工の業務に従事している者

③ 歯科技工士学校又は養成所

文部科学大臣の指定した歯科技工士学校又は都道府県知事の指定した歯科技工士養成所において業務に従事している者

④ 事業所

1から3に該当しない事業所又は事務所(会社、工場、事業場、官公署、教育研究機関、その他の事業所又は事務所)において業務に従事している者

⑤ その他

1から4に該当しない場所において業務に従事している者

(3) 所在地・名称

- ① 所在地 現に業務に従事している場所について、その所在地を記入すること。
- ② 名称 現に業務に従事している場所について、その名称を正確に記入すること。

就業地	管轄保健所名	住所・電話番号
甲府市	甲府市健康支援センター (甲府市保健所)	〒400-0858 甲府市相生二丁目17-1 電話番号 (055) 242-6180
韮崎市・南アルプス市・北杜市・甲斐市・中央市 昭和町	中北保健所	〒407-0024 韮崎市本町四丁目2-4 電話番号 (0551) 23-3074
山梨市・笛吹市・甲州市	峡東保健所	〒405-0003 山梨市下井尻126-1 電話番号 (0553) 20-2752
市川三郷町・富士川町・早川町 身延町・南部町	峡南保健所	〒400-0601 南巨摩郡富士川町鯉沢771-2 電話番号 (0556) 22-8158
富士吉田市・都留市・大月市・上野原市 道志村・西桂町・忍野村・山中湖村 鳴沢村・富士河口湖町・小菅村・丹波山村	富士・東部保健所	〒403-0005 富士吉田市上吉田一丁目2-5 電話番号 (0555) 24-9035